

牟田事務所 許認可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2012. 01

【建設】【運送】【産廃】【風営】～今年も法令遵守～！

建設業★ ～国土交通省が目指す建設業の環境の構築とは～

技術と経営に優れた企業だけを残し、建設業者数を減少させること??!!



「中部地方整備局建設業法令遵守推進本部」をご存じですか？

平成 19 年に設置され、平成 23 年度は 27 人体制で建設業者への立入検査、報告聴取及び指導を行い、また「駆け込みホットライン」を運営し、下請業者からの相談や民間発注者からの情報収集を行っています。

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の平成 23 年度活動基本方針

法令違反行為の是正を図ることにより、不良不適格業者を排除し、公平・公正な競争基盤を確立し、技術と経営に優れた企業が伸びる環境を構築していくこと、さらに県との連携を強化し、知事許可業者に対する指導監督を強化していくことを目的とする。

不良不適格業者の排除が具体化されました

平成 24 年度から 5 年後をめどに建設業許可業者の社会保険加入率 100%を目標に**社会保険未加入企業の排除**として 3 段階に分けて指導が強化されます

◎第一段階（平成 24・25 年）

使用人数が概ね 30 人以上の事務所の立入検査

大臣許可業者が請け負う公共事業と大規模民間工事で保険加入状況を確認

◎第二段階（平成 26・27 年）

実態に応じて対象となる規模を拡大していく

◎第三段階（平成 28 年）

未加入業者とは契約せず、未加入作業員の現場入場を認めない



東日本大震災の復旧・復興に向けて補正予算が編成され、政府建設投資が 2004 年以來の 20 兆円を超え、民間建設投資も 25 兆円になるとの見通しが出されました。しかし、建設業界の過剰供給構造（建設業者企業数が建設需要に対して過剰であるということ）の是正は平成 24 年度以降も推進されます。

如いては、法令遵守しているかどうか、さらに厳しくチェックされることでしょう。

（法令遵守のポイント～許認可通信 12 月号特集～をご確認くださいね）清水良枝・田島

★運送業★ ～整備管理者 選任前研修～

開催日・申込開始日等

回数	開催日	申込期間	備考
第5回	H24年2月28日(火) 12:30～16:00	H24年1月23日～27日	定員400名

対象：2年以上の自動車の「点検・整備」または「整備の管理」の実務経験を持って
整備管理者になろうとする方

開催場所：中川文化小劇場 ホール(名古屋市中川区吉良町178-3)

申込に必要なもの：平成23年度 整備管理者選任前研修受講申込書
受講者確認の運転免許証等のコピー、住民票等
返信用封筒(定型内、長形3号)に返信先住所等を
記入し切手90円分貼付

注意：受講者ごとに受講申込書を記入

ひとつの封筒で最大3名までの受講票が返送してもらえます
各回とも一事業者につき6名までの申込が可能

牟田事務所でもお手伝いしています。遠慮なく申し付け下さい。



～運行管理者 試験予定～

回数	開催日	申込期間	
第1回	平成24年8月26日(日)	申請書	24年5月25日～6月15日
		インターネット	24年5月25日～6月4日

結果発表：試験日より1ヵ月以内

申請書の配布日が近づきましたら牟田事務所よりご連絡します。

なお、基礎講習の日程が発表されましたらご案内いたします。

猫ふんじゃった！？

寒い日が続いていますね。冬になると車の下やエンジンルームの中に猫が入り込んだという話を度々耳にします。

エンジンルームに入っているのに気付かずエンジンをかけ、ファンベルトに…。本当にある話です。想像するのもぞっとします。

牟田事務所の駐車場にも野良ちゃんが住み着いています。

誤って轢いてしまったら大変……。いつも心配です。

猫だけでなく、死角に子供がいることもあります。

冬休み子供が外で遊ぶ機会も多くあります。もし子猫ではなく子供だったら……。

出発前にトラックの周囲をしっかりと確認しましょう。

チョット止めておいた後の出発には、必ずトラックをぐるりとひと回り！

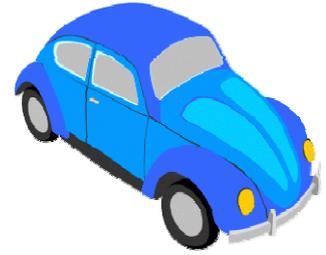
安全 確認第一！！ 心がけたいです



吉田恭子

★自動車★ ～自動車税のゆくえ・・・～

12月10日に政府から2012年度税制改正大綱が発表されました。焦点だった自動車の車体課税は自動車業界が要望していた自動車取得税、自動車重量税の廃止は盛り込まれませんでした。



自動車重量税および自動車取得税の廃止は見送られたものの、自動車重量税については一定の基準（現時点では平成27年度燃費基準等）を満たしている自動車には減税措置をとるとの内容が盛り込まれています。また、エコカー減税の3年間延長とともに、第4次補正予算においてエコカー補助金（環境対応車普及促進対策費補助金）の復活が打ち出されました。

税金をとるか、経済効果をとるか・・・？

2税の廃止という、一消費者としては有難いですが大丈夫なの？というのが本音です。ちなみに今回のことを受けて、消費者の新車購入時の税金は3%減額になり、来年4月以降のエコカー購入には登録車で10万円の補助金が受けられるそうです。これだけでも、販売台数の増加に繋がるといいですね☆

ジャン・レノ演じるドラえもんのTOYOTA自動車のCM、見たことありませんか？

ジャン・レノがドラえもん！？ということについて目が行きがちですが、実は「若者の自動車離れ」をテーマにした内容なんですね。

30才になったのび太くん。しずかちゃんをマイカーで送るスネ夫くんを悔しがり、ドラえもん「車出してよ〜！」と言います。

するとドラえもん→「ダメだよ。だって、免許ないじゃん・・・。」

ストレートに自動車の購入を促すのではなく、まずは免許取得から・・・という趣旨が折り込まれています。自動車業界も必死です！



冬期・トレーラーの火災にご注意下さい。

H23年1月、4件の火災報告を受けた国土交通省が、社団法人全日本トラック協会や地方陸運局と協力して注意喚起をしています。

寒い季節にトレーラー側の非常ブレーキを作動させるためのバルブ内の水分が凍結することでブレーキが作動し続け、引き摺りが発生し、最悪は火災に至ることが判明したのです。

エア・タンクからの水抜きは、道路運送車両法で使用者または運行する人により日常点検することが義務づけられており、車両を安全に運行するために非常に重要です！

冬期に限らずですが、ブレーキ機器の点検整備を徹底しましょう！

人事の軽自動車検査協会が来年夏、移転します！

何度も変更になった移転の話です。

詳細な住所は公表されておりませんが、名古屋市港区いろは町付近です。

公表され次第お知らせします。

吉田裕子

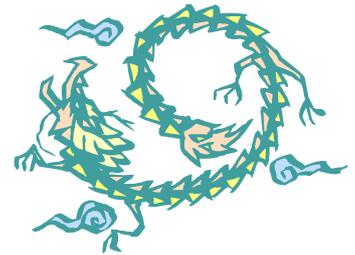
産業廃棄物★

昨年は東日本大震災の発生により、産廃業界にも大きな影響を及ぼしました。

また、4月には、廃棄物処理法改正法が施行され、収集運搬業(積保なし)の場合、許可の県1本化など、事業者様には嬉しい部分もありました。しかし建設系廃棄物の処理責任を元請に一元化と

法律に明記されたものの、各自治体によって見解が違い、明確な基準も定められておらず、悩ましい部分も多くありました。

2012年・・・行政の目はより一層厳しくなっていくのではないかと思います。先日行われた一斉立入指導の結果を見ても、指導件数は増えており、3年前と比較すると立入件数は減っているのに、指導件数は3倍！！適正処理への強化が感じられます。今後も、より多くの情報をいち早くお知らせしていきます。



～産廃特措法 改正なるか・・・～

過去に行われた不法投棄の原状回復の行政代執行を行うべき都道府県だけでは処理費用を負担しきれないなどの理由から、都道府県に対する財政的な支援を行うため、平成9年改正前に行われた不適正処分に関し、期限を区切り、その支障の除去等の措置を迅速に行うため、都道府県等が自ら支障の除去事業を行なう場合に必要な経費について国庫補助や地方債の起債特例等の特別な措置を講ずることを目的として、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が制定されました。(平成15年6月18日交布)

産廃特措法の対象となる産業廃棄物は、廃棄物処理法改正法の施行(平成10年6月17日)前に、不適正処分が開始された産業廃棄物(=特定産業廃棄物)とされ、これに起因する支障の除去などを行うための対策を推進するものです。

産廃特措法は施行から10年を期限としており、**平成25年3月31日限りで失効**となります。現在、実施している事案は9件。このうち平成25年3月31日までに終了できるかどうか不透明な状態となっているものもある様です。実際の除去作業の結果、処理量が増加、計画の見直し・・・これにより、期限の平成25年3月31日を超えてしまい、期限延長がされないと増額分がそのまま県負担になる可能性もあります。、その上、申請見込みがある事案がすでに4件あるため、期限延長を求める声は多く、切実な問題になっています。

特措法の延長は民主党が平成21年4月に法案を国会に提出したものの、衆院解散で廃案となり、政権交代後、具体的な協議はされないまま・・・。

環境省は期限の延長を検討することが必要との認識を示していますが、延長となると法改正が必要なため、平成24年度は「産廃特措法」についての話がよく聞かれるのではないかと思います。

清水沙織

